

概要版

橋本 さわやか 長寿プラン21

橋本市高齢者保健福祉計画及び
介護保険事業計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6年3月
橋本市

計画の背景

我が国において、高齢者人口(65歳以上)は増加の一途をたどり、令和5(2023)年9月1日現在、約3,623万人、総人口に占める割合(高齢化率)は29.1%となっており、令和7(2025)年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上を迎え、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は令和42(2060)年頃まで増加傾向が続くことが見込まれています。

本市の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画である「橋本さわやか長寿プラン21」(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)(以下、「前計画」という)では、高齢者がたとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進と、介護保険サービスの質の向上、認知症施策の推進等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりに取り組んできました。

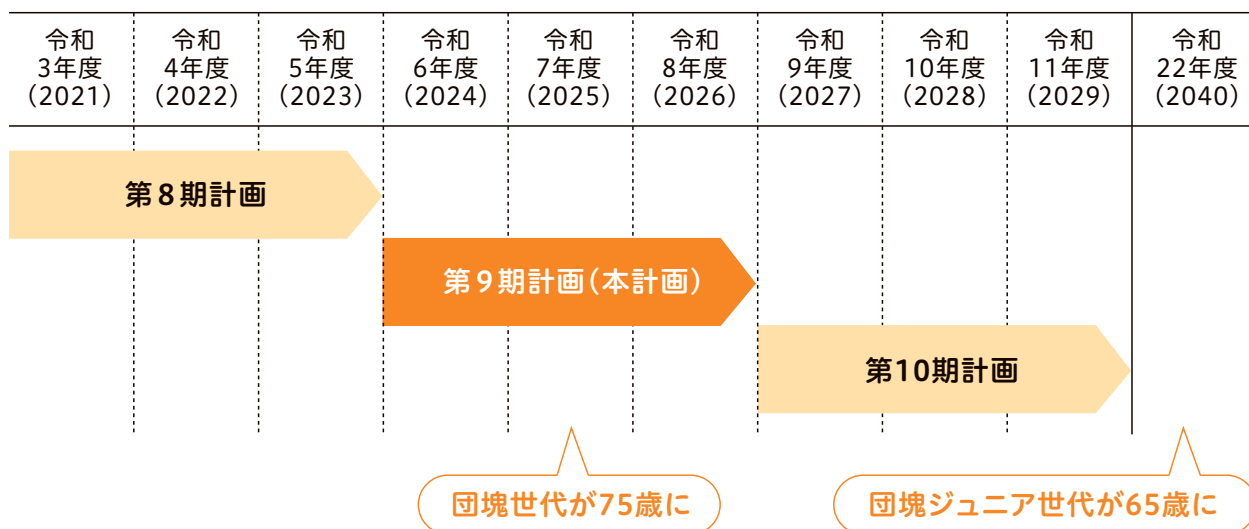
一層の高齢化が進む本市において、「団塊ジュニア世代」が65歳に到達する令和22(2040)年を見据え、これまで地域住民、事業所、医療機関・薬局、行政等との連携により構築してきた「地域包括ケアシステム」をさらに持続可能な形で深化・発展させていくために、新たな計画となる「橋本さわやか長寿プラン21」(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)(以下、「本計画」という)を策定します。

計画の位置づけと期間

本計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定した計画です。

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

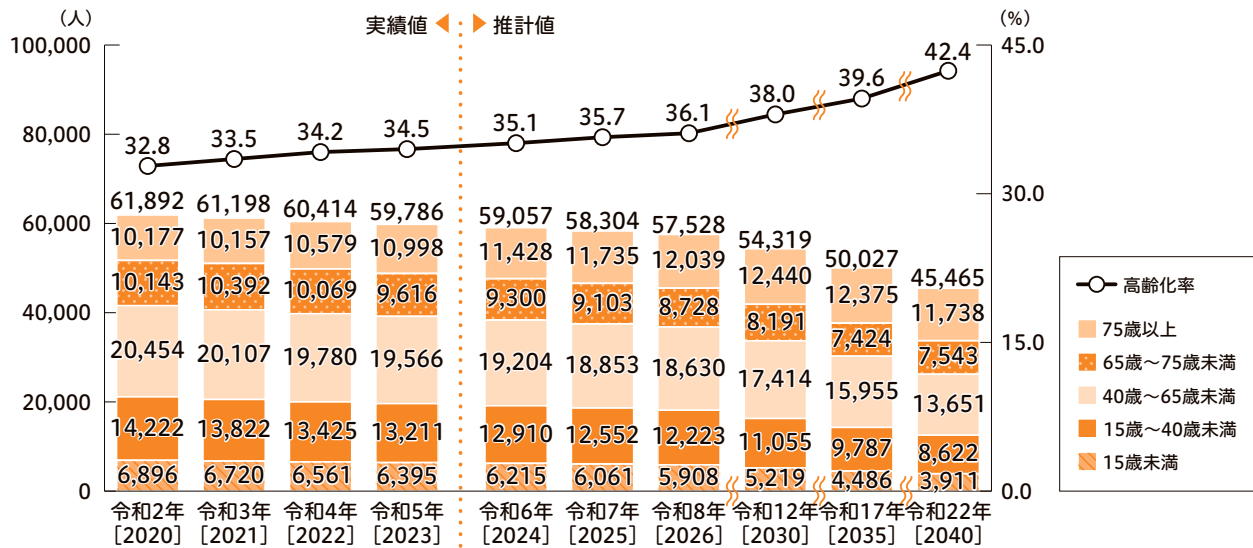
介護給付費の推計等、国の基本指針が示す必要事項については、令和22(2040)年度までの長期展望を示すこととします。



橋本市の高齢者を取り巻く状況

(1) 人口推計

人口の将来推計をみると、令和22(2040)年には45,465人になると推計されます。
高齢者人口は、令和7(2025)年で20,838人になると推計され、それまでは増加傾向にありますが、それ以降は減少傾向となり、令和22(2040)年には19,281人になると推計されます。



(出典) 令和2年から令和5年: 住民基本台帳(各年9月30日現在)
令和6年以降は住民基本台帳をもとにコーホート変化率法による人口推計

(2) 要支援・要介護認定者の状況

令和6(2024)年以降、後期高齢者(75歳以上)の増加に伴い、要介護認定者数についても増加で推移する見込みとなっており、令和22(2040)年頃まで増加が続くものと推計されています。



■要介護(要支援)認定者数の推移・推計

	第8期			第9期			将来推計		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
要支援1	783	821	853	870	877	880	966	1,007	977
要支援2	586	547	537	549	553	555	600	627	617
要介護1	1,075	1,067	1,014	999	1,012	1,023	1,097	1,171	1,183
要介護2	497	458	454	457	461	463	495	527	541
要介護3	488	455	442	443	448	453	487	523	542
要介護4	287	287	318	329	333	337	361	385	395
要介護5	241	207	228	216	219	218	235	249	261
合計	3,957	3,842	3,846	3,863	3,903	3,929	4,241	4,489	4,516

基本理念

本計画では、前計画の基本理念を継承し、国が示す第9期計画の基本指針を踏まえながら、これまで本市が進めてきた地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組の一層の充実を図ります。また、高齢者をはじめ、障がいのある人や子どもなど、一人ひとりの暮らしや生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、上位計画である「橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と整合を図りつつ、高齢者分野における包括的な体制づくりを推進します。

人権を尊び、地域の連帯を深め、 健やかで安心して ともに暮らせるまちづくり



橋本市がめざす地域包括ケアシステム

軽度の認知症がある一人暮らしのAさんは、近所の方や知人の支えで生活をしていましたが、だんだん心配な出来事が増えてきました。地域の民生委員や自治会の方、知人等から地域包括支援センターに対しそれぞれ相談が入ったため、関係者が集まって今後の対応策を協議しました。

本人がまだできていること（自助）、近隣や身内が支えることができること（互助）、NPOやボランティア、医療機関、介護保険制度の活用（共助）、市の高齢福祉サービスの利用（公助）等を組み合わせることで、本人が希望する自宅での生活を支えることになりました。

こうして、Aさんは行きつけのお店に通ったり、散歩中近くの公園で顔見知りと話をしたりと、長年暮らしてきた地域、住み慣れた自宅で自分らしい暮らしを続けています。

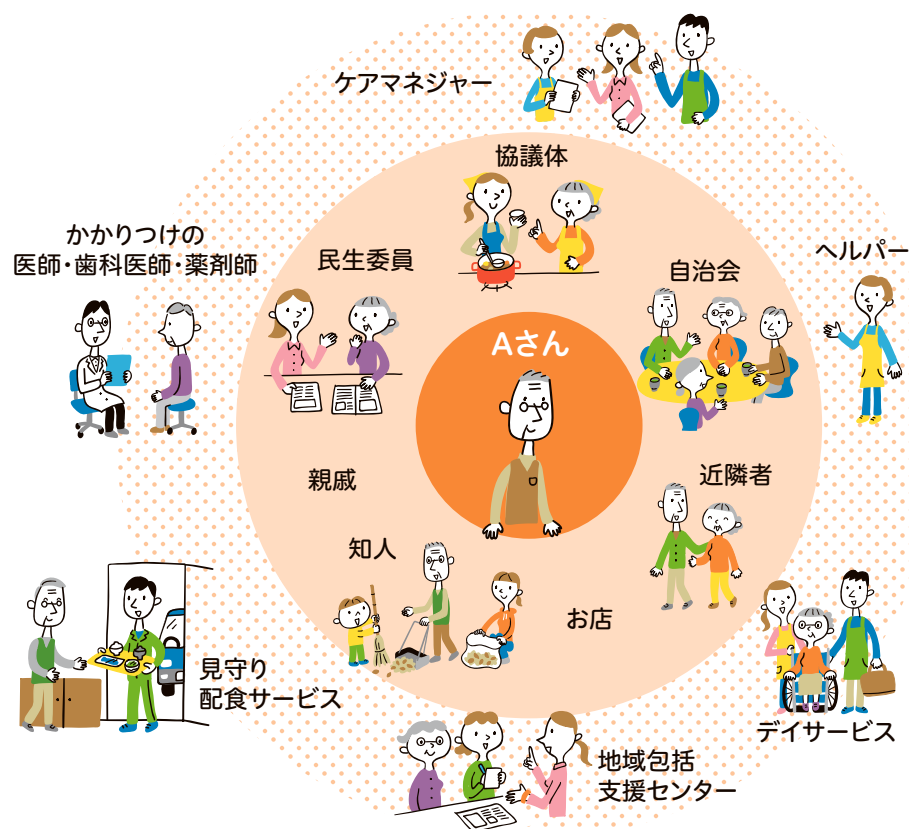
なお、Aさんを支えている関係者は、定期的にお互いの連携を再確認するために集まり情報交換等を行い、また地域包括支援センターはそれぞれの困りごとの相談支援を行なっています。

これは、地域包括ケアシステムによって住み慣れた地域で生活ができている高齢者（Aさん）の例です。その人にあったケアシステムが周囲に存在しているかないかで、住み慣れた地域での暮らしの継続性が変わってしまいます。先程のAさんの例であれば、もし近隣の協力がなく、介護保険制度や市の高齢福祉サービスを利用するだけでは、住み慣れた自宅での生活は支えきれないでしょう。

地域包括ケアシステムとは、高齢者がたとえ介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けていくことができるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される仕組みのことです。

地域の中には様々な社会資源があり、活動があります。しかし、たとえ社会資源や活動の数がたくさんあったとしても、それらの一つ一つが「点」として機能するだけでは、多くの課題を抱えた人の生活は部分的にケアされるだけにとどまります。点と点が結びつき、それぞれの強みや良さを活かした包括的・継続的なケアシステムを根付かせることが必要です。

本市では、様々な社会資源や地域ごとに違う課題、ニーズを「探して」「見つけて」「知って」、住民のアイデアを活かしながら、本市の地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。



Aさんの周りには、散歩や買い物中に声をかけてくれる人や時々自宅を訪れてくれる人等、Aさんを見守り、困ったときに助けてくれる人がいます。また、医療・介護等の公的な制度が、必要に応じてAさんの生活をカバーしています。

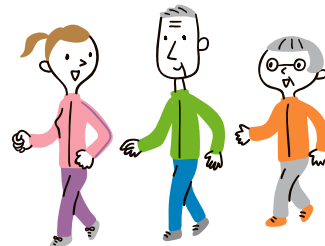
本市は、このように本人を主体とした一人ひとりにあった地域包括ケアシステムの実現をめざしています。（地域包括ケアシステムの一例）

計画の基本目標

基本目標

1 高齢者の元気づくりを支援します

高齢者がいきいきと人生を過ごせるように健康づくりと介護予防を推進するとともに、社会の担い手として活躍できるよう生きがいづくりを支援します。



施策

1-1 生涯を通じた健康づくりの推進

若年からの健康の維持・増進に取り組むことは高齢になってもいきいきと暮らせる心身を保つことにつながることから、健康づくりについて様々な施策を展開するとともに、保健事業と介護予防事業の一体的な実施についても取り組んでいきます。

①健康づくり施策の充実

②保健事業と介護予防事業の
一体的な取組

③高齢者の自立支援・

重度化防止等に関する取組の推進

施策

1-2 高齢者の生きがいづくりの推進と社会参加の促進

高齢者の活動意欲の減退は様々なリスクを高めることから、高齢者のニーズを捉えながら、いきがいをもって生活できるよう、スポーツ・レクリエーション、講座・教室等、様々な生涯学習活動を展開し、健康増進と生きがいづくりを推進します。



①スポーツ・レクリエーション活動の促進

②生涯学習活動の促進

③就労支援

④地域活動や生活支援・
介護予防活動の担い手づくり

施策

1-3 効果的な介護予防の推進

介護予防に取り組み、要介護状態となることをできる限り防ぐとともに、要介護状態となっても状態が悪化しない重症化予防を推進します。

①介護予防事業の充実

②介護予防事業の取組の検証・評価

③要支援認定者等に対する介護予防・
日常生活支援総合事業の提供

④介護予防ケアマネジメントの推進

基本目標

2 地域包括ケア体制づくりを強化します

地域共生社会の実現をめざして、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの推進に向けた様々な取組を進めます。



施策

2-1 日常生活を支援する体制の充実

介護予防・日常生活支援総合事業を活用し、地域の関係団体のネットワーク化を図り、地域住民の互助や関係団体による活動につなげていきます。

- ①介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ②生活支援体制の整備

- ③生活課題の解決に向けた取組の推進

施策

2-2 地域での助け合い・支え合いの充実と担い手の育成

第1層協議体及び第2層協議体の運営について、生活支援コーディネーターが中心になり、圏域ごとに市の担当職員が参画しながらより一層推進します。



- ①第2層協議体運営の推進

- ②第2層生活支援コーディネーターの育成と交流

施策

2-3 地域包括支援センターの機能の強化

相談支援体制の充実、業務内容の評価・点検、必要な人員体制の確保、医療・保健・介護関係者における情報や課題の共有等により、業務の効率化と機能強化に努めます。

- ①総合相談支援業務
- ②権利擁護業務
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ④介護予防ケアマネジメント業務
- ⑤地域ネットワークの強化
- ⑥地域包括支援センターの適切な運営

施策

2-4 医療との連携の強化と在宅医療の充実

高齢者が自分らしく安心して在宅生活を過ごすため適切な介護・医療のサービスを選択できるよう、医療・介護連携の強化を推進し、在宅医療の充実と体制整備に努めます。

- ①医療・介護連携に向けた取組
(橋本保健医療圏在宅医療・
介護連携推進協議会の運営)
- ②橋本・伊都在宅医療・
介護連携支援センターの運営

- ③多職種による連携の推進
- ④在宅医療・介護に関する市民啓発
- ⑤切れ目のない在宅医療と
在宅介護の提供体制の構築推進

施策

2-5 高齢者の住環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、安全で安心できる生活環境の整備に努めます。また、高齢者が状況に応じて適切な住まいやサービスを確保できるよう、高齢者向けの住宅等に関する情報の提供を行います。

- ①安全で快適な生活環境の整備
- ②高齢者の住環境の整備

- ③養護老人ホーム
- ④ケアハウス

-地域でのささえ合い-

／コラム／

たすけ愛♥はしもと(第1層協議体)／第2層協議体



たすけ愛♥はしもと(第1層協議体)は平成29年3月に設立され、市全体を対象とした助け合い活動を創出するための話し合いの場としての役割を担っています。

また、第2層協議体は日常生活圏域10カ所に設立されており、第2層生活支援コーディネーターを中心に生活支援ニーズを把握し支援体制を整備していくために定期的に話し合いを行っています。令和5年度現在、助け合い活動は、移動スーパーによる買い物支援(写真1)、社会福祉法人による買い物ツアー(写真2)、見守り訪問、有償・無償生活支援、高齢者食堂などです。



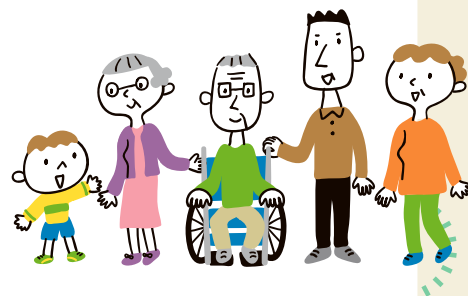
まごの手による移動スーパーの様子(写真1)



社会福祉法人による買い物ツアーの様子(写真2)

3 高齢者の「安全・安心」を守ります

認知症施策（認知症予防と認知症ケア）を推進するとともに、高齢者の虐待防止や権利擁護の推進、防災・防犯にも配慮した安全・安心なまちづくり等、高齢者が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。



施策

3-1 認知症対策の充実

認知症に対する正しい理解が市全体に広がるよう、認知症施策推進大綱を踏まえ、様々な機会により普及・啓発を実施するとともに、認知症の人の権利や意思が尊重される環境づくりに努めます。

- ① 認知症への理解促進と相談支援体制の充実
- ② 認知症予防対策と認知症の早期発見・早期対応等の推進

- ③ 認知症高齢者やその家族に対する支援の充実



施策

3-2 虐待防止と権利擁護の推進

高齢や認知症等により判断能力が低下することに伴う権利侵害の未然防止、財産管理等の生活支援を行うため、地域包括支援センターと関係機関との連携を図り、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用につなげる等の支援を行います。

- ① 虐待防止の推進

- ② 権利擁護の推進

施策

3-3 家族介護支援の充実

高齢者を自宅等で介護する家族に対して、身体的・精神的・経済的な負担を軽減するための支援を継続します。また、家族からの相談や情報提供の利便性を考慮できるよう情報内容や提供方法を充実します。



- ① 多様な世代の家族介護状況の把握と支援の実施

- ② 介護技術講習会の実施
- ③ 介護用品の支給

施策

3-4 防災・防犯体制の強化

いつ起こるとも知れない災害に対して「橋本市地域防災計画」に沿った体制づくりを推進し、高齢者の非常時・緊急時の安全を確保するとともに、振り込め詐欺等の犯罪被害防止に努めます。



①災害時の支援体制の充実

②防犯体制の強化

コラム

認知症のわたしたちと家族の会「みかんの会」



みかんの会では、毎月第一木曜日に、認知症の人や軽度認知障がいの人、その家族が集い、認知症について勉強したり、日常生活における生活の工夫を教え合ったりしています。一人ではできないことも、周囲のちょっとした支えがあればできることがあります。どんなことがしたいか、どんな支えがあればいいか、認知症についてみんなで考える会です。



みかんの会に参加されている方の中には、「認知症になった自分自身の経験を、他の人にも知ってもらいたい」「知ってもらうことで、認知症になったとしても希望をもって生きていけることを伝えたい」という思いで、認知症サポーター養成講座の講師として、協力してくださっている方も多くいます。

また、みかんの会が中心になって、冊子「認知症のわたしからあなたへ～橋本市版～(本人ガイド)」を作成し、窓口や協力医療機関に設置しています。
(市ホームページで公開)



YouTubeの橋本市公式チャンネルでは、「認知症のわたしからあなたへ」を一部公開しています。



4 介護保険サービスの質の向上を図ります

高齢化が進む中、介護保険サービスが必要な方に、良質なサービスの提供が可能となるように、サービス提供事業者への指導・助言や事業者の介護人材の確保・定着化に向けた取組への支援等、サービスの質の向上に努めるとともに、サービスが適切に利用できるよう、情報提供・相談体制の充実を図ります。



施策

4-1 介護保険サービスの充実と質の向上

介護を必要とする方が適切な介護保険サービスを受けられるよう、介護保険サービスの質の向上や情報提供に努めます。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険サービスの充実 ②介護保険制度や各種サービスの周知 ③介護保険サービス事業者への指導・助言 ④地域密着型サービスの円滑な推進と事業者への指導・助言 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤介護支援専門員(ケアマネジャー)への支援 ⑥介護人材の確保・定着に向けた取組の推進 ⑦共生型サービスへの取組 ⑧苦情対応等体制の充実 |
|---|--|

施策

4-2 介護保険事業の適正な運営

持続可能な介護保険事業を運営していくため、介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、介護保険サービスの利用者が必要とする過不足のないサービスを、介護保険サービス事業者が適切に提供できるよう、介護給付の適正化に積極的に取り組みます。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①介護給付適正化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ②業務効率化の推進 |
|---|---|

施策

4-3 低所得者への配慮

すべての人が安心して介護保険サービスを利用することができるよう、「介護保険料段階の細分化」や「高額介護(予防)サービス費の給付」等、介護保険料やサービス利用料の負担軽減を図り、特に低所得者の費用負担への配慮に努めます。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①低所得者への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ②利用料の配慮 |
|---|---|

第1号被保険者の保険料

所得段階	対象者	算定式	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	$5,300円 \times 0.285 \times 12\text{か月}$	18,100円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超、120万円以下の人	$5,300円 \times 0.485 \times 12\text{か月}$	30,800円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	$5,300円 \times 0.685 \times 12\text{か月}$	43,500円
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	$5,300円 \times 0.900 \times 12\text{か月}$	57,200円
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	$5,300円 \times 1.000 \times 12\text{か月}$	63,600円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	$5,300円 \times 1.200 \times 12\text{か月}$	76,300円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	$5,300円 \times 1.300 \times 12\text{か月}$	82,600円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	$5,300円 \times 1.500 \times 12\text{か月}$	95,400円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	$5,300円 \times 1.700 \times 12\text{か月}$	108,100円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	$5,300円 \times 1.900 \times 12\text{か月}$	120,800円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	$5,300円 \times 2.100 \times 12\text{か月}$	133,500円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	$5,300円 \times 2.300 \times 12\text{か月}$	146,200円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	$5,300円 \times 2.400 \times 12\text{か月}$	152,600円

※第1段階から第3段階については、介護保険法施行令に基づく公費の投入による軽減後の保険料としています。

橋本さわやか長寿プラン21(概要版)

〈橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画〉

発行：橋本市
編集：健康福祉部 いきいき健康課・介護保険課

〒648-8585

和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

TEL:0736-33-1111(代) Fax:0736-33-1668